

平成29年度 施設型給付費

今井保育園

平成29年度の公定価格(国・都・市がそれぞれ負担する保育園を運営するためのお金)の額は以下の表に記載のとおりです。

・ 児童1人あたり月平均金額

| 標準時間認定 | 金額 |
|--------|----------|
| 4歳以上児 | 53,450円 |
| 3歳児 | 70,690円 |
| 1・2歳児 | 126,080円 |
| 乳児 | 213,050円 |
| 短時間認定 | 金額 |
| 4歳以上児 | 48,910円 |
| 3歳児 | 66,150円 |
| 1・2歳児 | 121,540円 |
| 乳児 | 208,510円 |

各支給認定保護者の皆様

平成29年度における施設型給付費等の額にかかる法定代理受領について

平成29年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園にかかる各支給認定子どもの公定価格の額から各支給認定保護者にかかる利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）にもとづく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われます。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第21号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません。）